

板橋区地域防災計画

- 令和 6 年度追補版 -

令和 7 年 3 月

板橋区防災会議

令和6年度追補版は、「板橋区地域防災計画（令和5年度改定）」について、災害対策本部の体制や施設の追加等の時点修正を行った箇所を記載したものである。

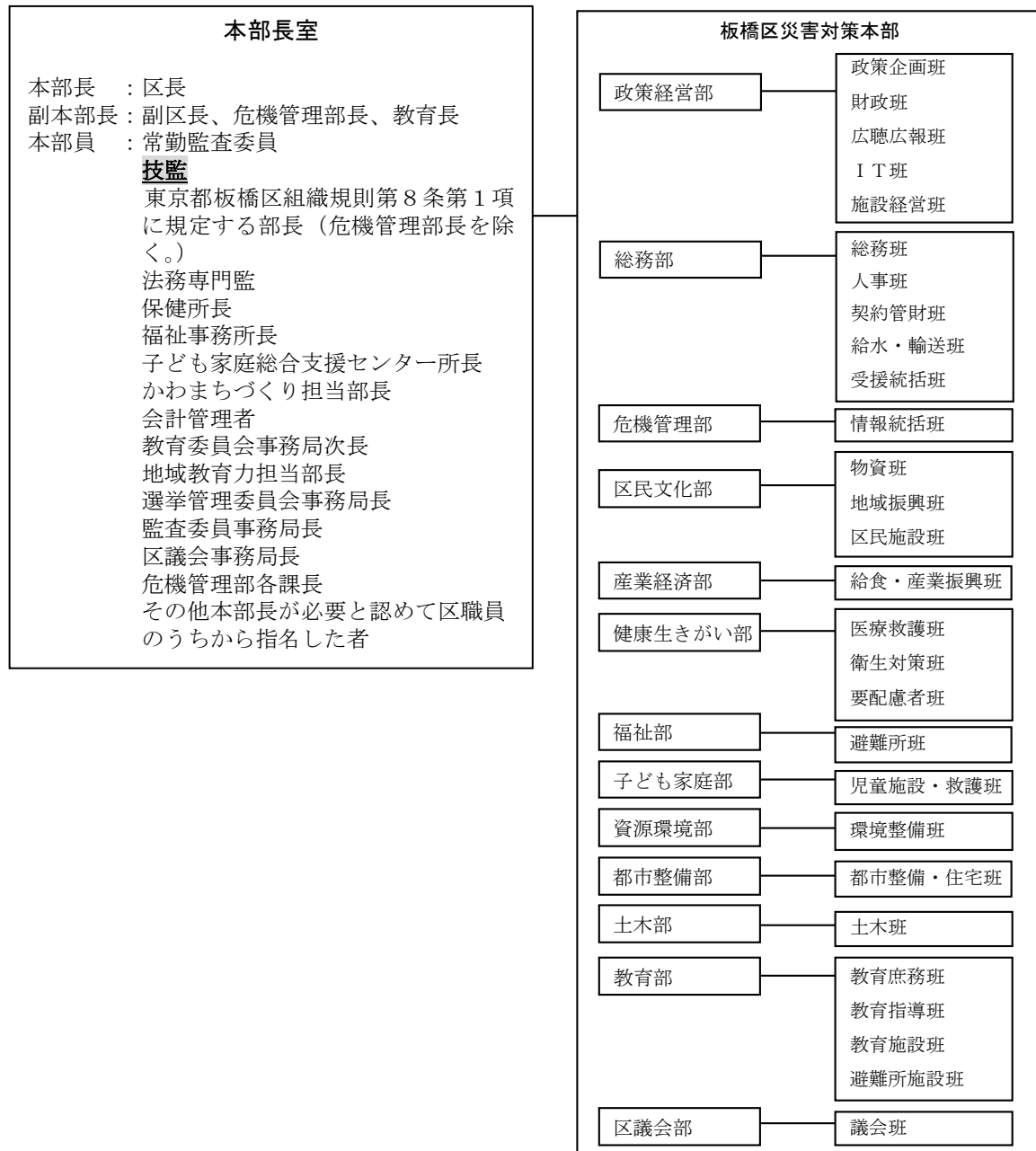
修正箇所は下線太字網掛けとしている。

第2部 第2章 区及び関係各機関の役割

第1節 板橋区の役割

第1 板橋区災害対策本部の役割

1 板橋区災害対策本部の組織（P51）



2 本部長室

(中略)

【本部長室の構成員及び職務】(P52)

構成員		職務
本部長	区長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副区長、危機管理部長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長	- 常勤監査委員 技監 - 東京都板橋区組織規則第8条第1項に規定する部長（危機管理部長を除く。） - 法務専門監 - 保健所長 - 福祉事務所長 - 子ども家庭総合支援センター所長 - かわまちづくり担当部長 - 会計管理者 - 教育委員会事務局次長 - 地域教育力担当部長 - 選挙管理委員会事務局長 - 監査委員事務局長 - 区議会事務局長 - 危機管理部各課長 - その他本部長が必要と認めて区職員のうちから指名した者	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

3 各部

(中略) (P61～62)

部	班・課	分掌事務	
都市整備部 補佐… 技監 、まちづくり推進室	都市整備・住宅班 都市計画課 建築指導課 建築安全課 住宅政策課 まちづくり調整課 地区整備課 鉄道立体化推進課 高島平まちづくり推進課	応急・復旧	1 建築物及び宅地（がけ・擁壁）等の被災状況の調査及び応急対策に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 建築物応急危険度判定に関すること
		復興	1 都市復興計画の策定に関すること 2 都市復興計画に基づく建築工事の指導に関すること 3 復興対象地区の指定に関すること 4 災害復興に係る都市計画、再開発事業、土地区画整備事業等に関すること 5 応急住宅対策の調整に関すること 6 住宅復興策の推進に関すること
		通常業務	1 建築確認・審査・検査

部	班・課	分掌事務	
土木部 (■ 災対部長…土木部長 ■ 補佐… 技監 、 かわまちづくり担当部長)	土木班 土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課 <u>公園整備担当課</u>	応急・復旧	1 道路、交通安全施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 2 河川、道路、橋りょう等土木施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること 3 緊急輸送道路等の障害物除去及び道路啓開に関すること 4 ライフライン関係企業との連絡調整に関すること 5 公園、児童遊園施設等の点検、被害調査及び応急対策に関すること 6 道路、交通安全施設の復旧及び整備に関すること 7 道路、橋りょう等土木施設の復旧計画に関すること 8 公園、児童遊園施設等の復旧及び整備に関すること
		復興	1 道路工事調整協議会の開催に関すること 2 都市復興マニュアルに基づく道路復興計画の策定に関すること
		通常業務	1 道路・公園パトロール 2 緊急輸送道路等・公園維持補修工事 3 緊急街灯維持工事 4 占用許可・道路調査
教育部	教育庶務班 教育総務課 学務課 新しい学校づくり課 地域教育力推進課 学校配置調整担当課 <u>多様な学び推進担当課</u>	応急・復旧	1 区立学校（避難所含む）・区立幼稚園との連絡調整に関すること 2 学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること 3 支援機関との連絡調整に関すること 4 都教育庁との連絡に関すること
		復興	1 区立学校及び区立幼稚園の再開に関すること 2 被災児童・生徒への学用品等の支給に関すること
		通常業務	1 教育委員会・校長会の開催 2 学校用務業務委託関係事務 3 学校職員公務災害関係事務

(以下略)

第3部 第9章 帰宅困難者対策

第3節 一時滞在施設の確保

(3) 事業者等における対策 (P194)

■ 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等

- 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。

(中略)

- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

【設置場所】

番号	施設名	所在地	立体（沿線）
1	杜のまちや	南常盤台 2-4-1	東武東上線・川越街道
2	東京土建一般労働組合 板橋支部会館	双葉町 36-6	都営三田線・環状七号線
3	創価学会板橋文化会館	志村 1-30-22	都営三田線・中山道
4	創価学会平和講堂	成増 1-2-10	東武東上線・川越街道
5	創価学会平和会館	小茂根 3-5-9	環状七号線
6	常盤台バプテスト教会	常盤台 2-3-3	東武東上線・川越街道
7	トヨタモビリティ東京（株） 板橋本町店	清水町 5-3	都営三田線・環状七号線
8	トヨタモビリティ東京（株） レクサスときわ台店	小茂根 3-1-3	環状七号線
9	株式会社良品計画 無印良品板橋南町 22	南町 22-14	山手通り
<u>10</u>	<u>株式会社遊楽</u> <u>新！ガーデン板橋</u>	<u>舟渡 1-5-7</u>	<u>中山道</u>

第3部 第10章 避難者対策

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

第2 詳細な取組内容

(1) 避難所

■ 区

イ 避難所の指定基準 (P208)

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために、開設する区立小・中学校等の建物を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する（以下「指定避難所」という）。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

(a) 指定避難所は、原則として、町会・自治会又は学区を単位として指定する。

(b) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、集会施設等）を利用する。

(c) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 **3.5 m²**あたり2人とする。

(d) 避難所の指定にあたっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

第3部 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備（P226～227）

第2 詳細な取組内容

（1）備蓄倉庫等の整備

■ 区

（中略）

- 令和6年9月に竣工した民間大型物流施設（舟渡4-3-1、MFLP・LOGIFRONT東京板橋）内に整備された板橋区災害時配送ステーションにおいて、物流事業者と連携した支援物資の保管・配送体制の強化及び地域内輸送拠点の運営体制を構築する。

ア 区施設等利用による備蓄倉庫

（令和7年4月1日現在）

種別	か所数	面積（㎡）
防災備蓄倉庫	49	4,864

（中略）

（3）輸送拠点の整備

■ 区

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を指定し、都福祉局に報告しておく。

<輸送拠点の機能と整備・運営主体>

区分	機能	整備・運営主体	施設名・所在地
地域内輸送拠点	区の地域における緊急物資等の受入、分配、避難所への輸送等への拠点	区	・ 区立小豆沢体育館（小豆沢3-1-1） （予備；区立上板橋体育館（桜川1-3-1） ※都立城北中央公園活用で調整） ・ 板橋区災害時配送ステーション （舟渡4-3-1、MFLP・LOGIFRONT東京板橋 2階）

第4節 輸送体制の整備（P228）

第2 詳細な取組内容

（1）陸上輸送体制の整備

■ 区

- 協定の締結
 - ・ 災害時には、備蓄物資、救助物資等の迅速な輸送手段を確保するため、指定公共機関等の協力も得る必要がある。
 - ・ 区は、輸送事業者等と、災害時における輸送業務に関する協定を締結している。

協定の締結先
（ア）東京都トラック協会板橋支部
（イ）赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部
（ウ）ヤマト運輸株式会社

第4部 第7章 物流・備蓄・輸送対策

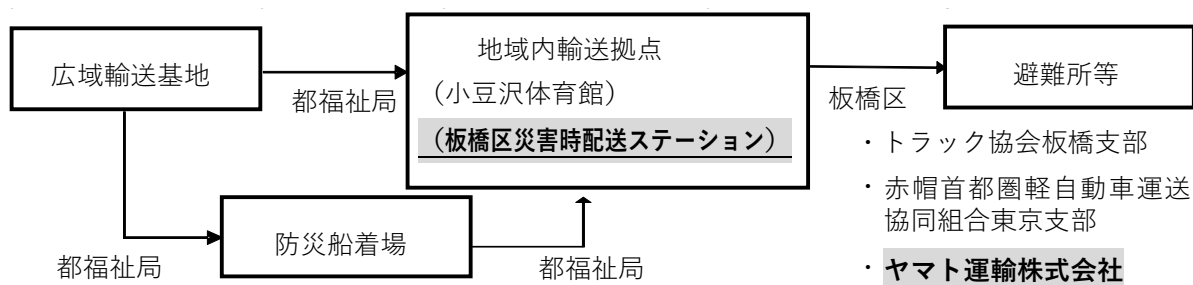
第3節 備蓄・調達物資の輸送

第1 物資の輸送

イ 輸送体制

(ア) 調達物資

【輸送系統図】(P402)



(中略)

ウ 指定公共機関等による協力

発災時に緊急を要する物資等の輸送のため必要があるときは、協定に基づく、次の事項を明らかにして、要請するものとする。

協定先	連絡事項
東京都トラック協会	(ア) 派遣要請の理由
板橋支部	(イ) 車両の台数及び運転手等の人数
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	(ウ) 輸送する物資及び場所
城北支部	(エ) 輸送業務の期間
ヤマト運輸株式会社	(オ) その他必要な事項

第5部 第1章 初動態勢

非常配備態勢の種別及び動員態勢（P509）

情報・・・情報統括班（危機管理部）

がけ地・・・がけ地対策班（建築指導課）

本部	本部の所管	配備態勢	対応班等				
			情報	土木	がけ地	特別活動員	その他
—	水防対策室※1	警戒態勢	△	○	○	×	×
水防本部	水防本部長室	水防本部第一【限定対応】 （短時間豪雨：ゲリラ豪雨）	○	○	○	○	△ （一部）
		水防本部第二 【土砂災害シフト】 （短時間豪雨：小規模台風）	全庁態勢（限定対応＋特命機動班※2）				
災害対策本部	災害対策本部長室	荒川シフト 第1段階 （大規模水害への警戒： 荒川氾濫・線状降水帯）	全庁態勢 （災害対策本部における応急業務）				
		荒川シフト 第2段階 （大規模水害のおそれ、又は 災害救助法の適用）	全庁態勢 （災害対策本部における応急＋復旧業務）				

※1 水防対策室・・・本部体制に入る前段階において、土木部長が設置し警戒の任にあたる。

指揮下には土木部各課、南部及び北部土木サービスセンター、都市整備部建築指導課により構成される。

なお、危機管理部は、情報整理と水防対策室との連絡調整を担当する。

※2 特命機動班・・・河川の氾濫や土砂災害発災のおそれがある場合に、状況に応じて避難所の開設・運営に従事する。なお、水防本部第二【土砂災害シフト】に至らない場合においても、自宅で過ごすことに不安な住民が、一時的な待機場所として活用する自主避難所の開設・運営にあたる。

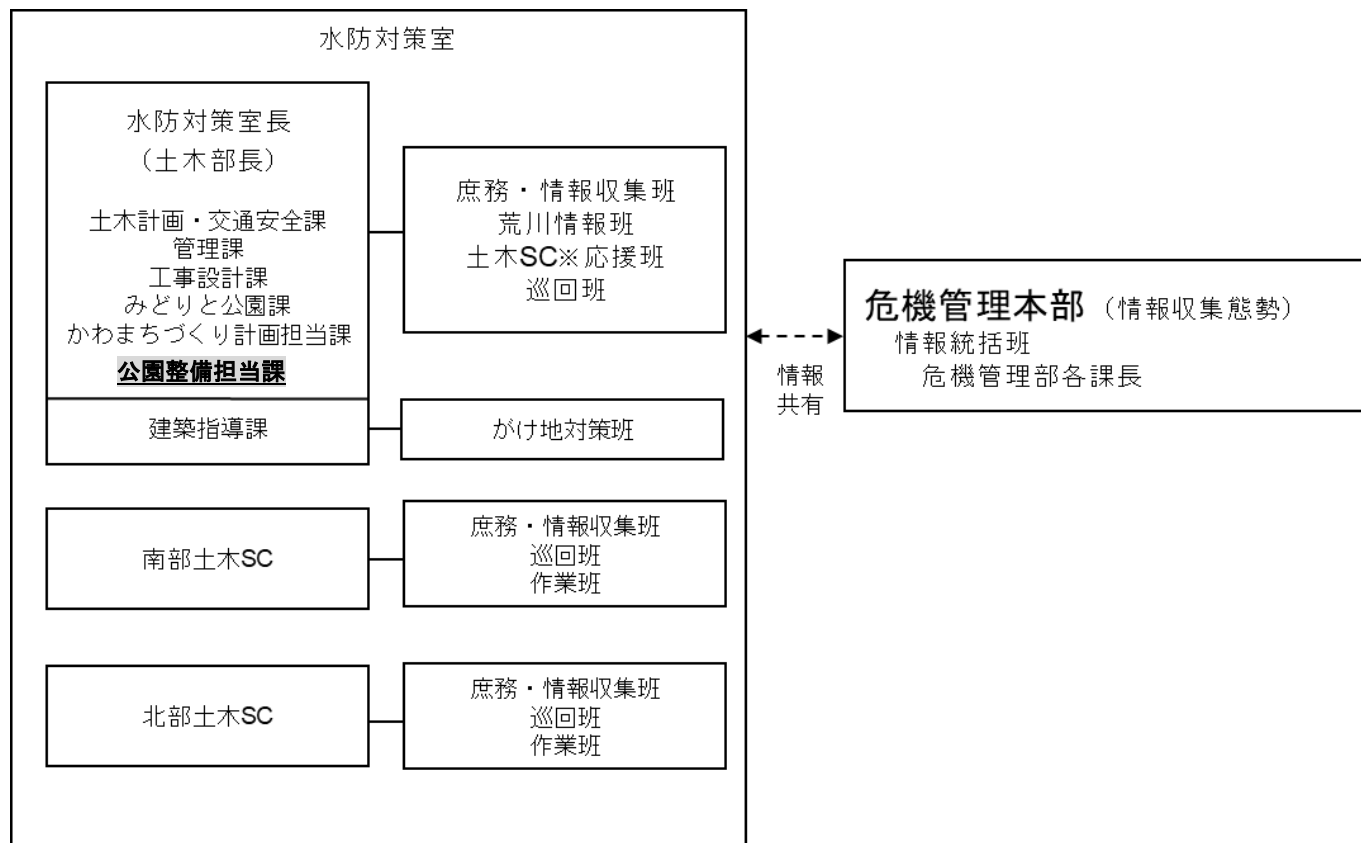
（第5部第7章第11節 自主避難対策を参照）

第1節 板橋区水防本部の組織・運営

台風、暴風、豪雨等による風水害に対処するための水防本部の非常配備態勢は、災害の状況その他により本部長（区長）が必要と認める態勢をとるものとする。

1 水防対策室

ア 組織体制（P510）



イ 組織構成及び役割分担 (P511)

警戒体制／水防対策室

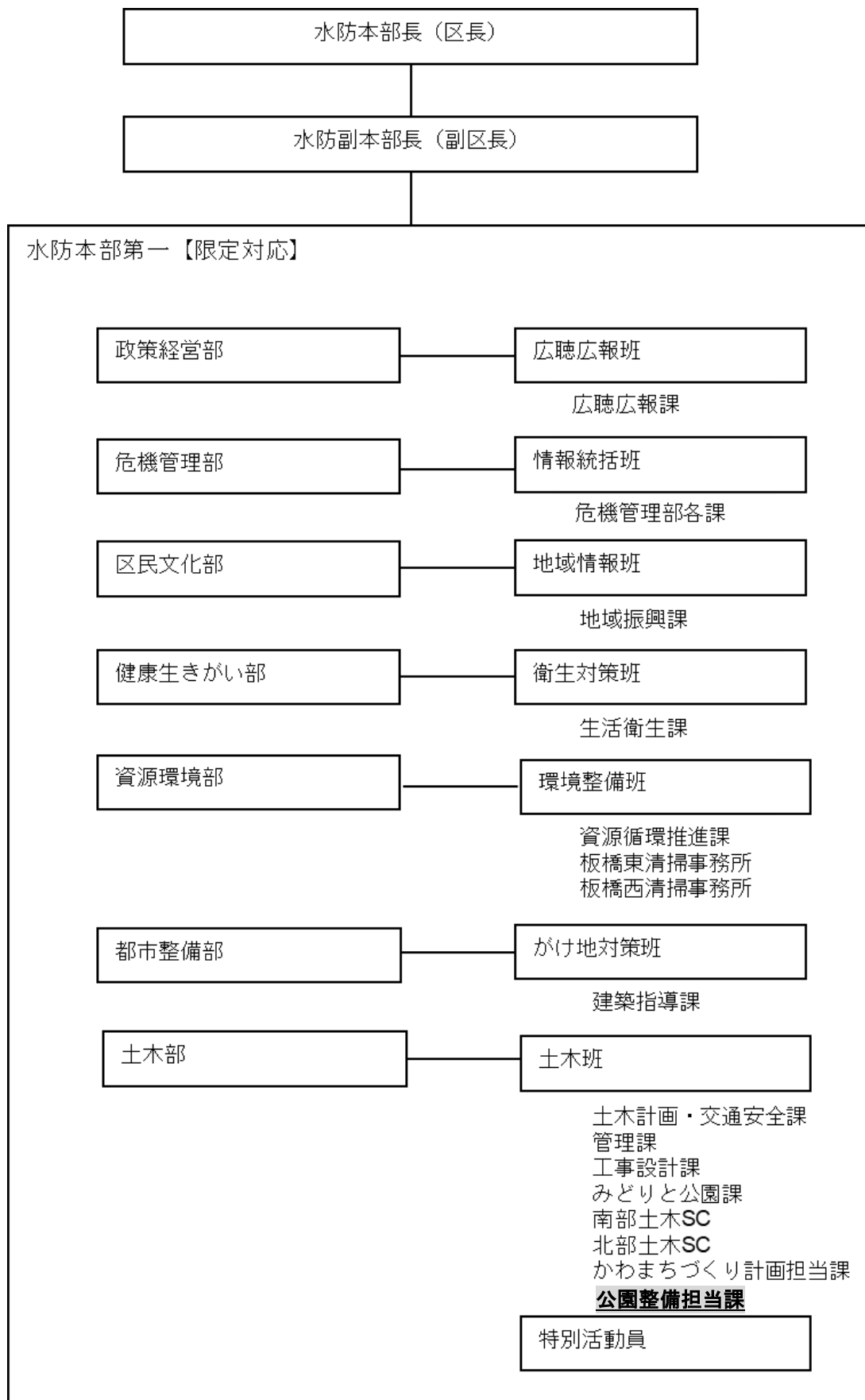
種別	班	業務内容	担当
水防対策室	土木班	1 職員の待機及び出動指令に関する こと。 2 水防対策室設置及び解除に関する こと。 3 危機管理本部との連絡調整に関する こと。 4 水防対策室内各班、庁内各部及び防災 関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害対策本部の設置要請に関するこ と。 6 道路のパトロールに関すること。 7 現場対応に関すること。	土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課 公園整備担当課
	がけ地 対策班	被害箇所（おそれを含む。）の調査及び 対応に関すること。	建築指導課
情報収集 連絡体制	情報 統括班	1 災害情報の整理に関すること 2 水防対策室との連絡調整に関するこ と	危機管理部各課

※ 土木班 土木部内の班の総称をいう。

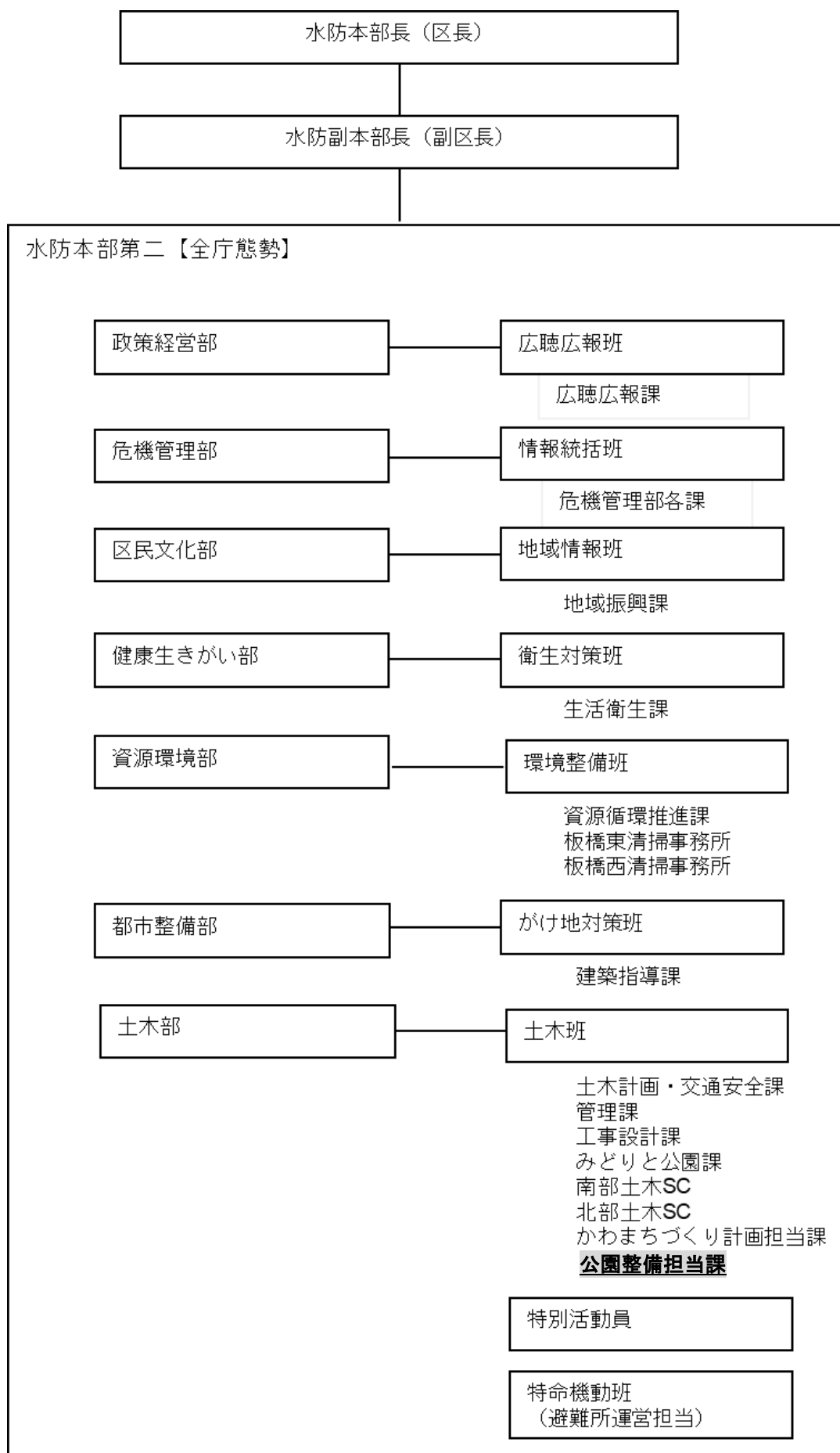
2 水防本部

(3) 組織体制

ア 水防本部第一【限定対応】 (P512)



イ 水防本部第二【全庁態勢】 (P513)



(4) 組織構成及び役割分担

水防本部 (P515)

種別	班	業務内容	担当
水防本部 第一・第二	環境整備班	浸水被害によるごみの収集に関する こと。	資源循環推進課 板橋東清掃事務所 板橋西清掃事務所
	地域情報班	1 集会室等の開放に関する こと。 2 被害状況の把握に関する こと。 3 地域班の動員に関する こと。	地域振興課 地域センター
		罹災証明書の発行に関する こと。	戸籍住民課 区民事務所
	特別活動員	1 特別活動員の任務 2 特命事項に関する こと。	指定された特別活動員
	特命機動班	特命事項に関する こと。	指定された部・課・隊・ 職員
	土木班	1 風水被害の対応に関する こと。 2 情報統括班との連絡調整に 関すること。 3 災害情報の整理に関する こと。	土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課 公園整備担当課
	がけ地 対策班	被害箇所（おそれを含む。）の調査及 び対応に関する こと。	建築指導課

第5部 第3章 水防対策

第1節 水防情報

2 洪水予報を行う河川（国管理）（P549）

（3）発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 危険水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高※
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P.+ 26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.80m	13.30m	14.599m	A.P.- 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 五丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P.+ 0.000m

※荒川工事基準面（A.P.）：0.000m

第5部 第7章 避難者対策

第2節 避難指示等の判断・伝達

2 避難指示等の判断基準等

（1）避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

イ 荒川※（P581）

気象情報【参考】	警戒 レベル	①水位 (治水橋)	②水位 (岩淵水門)	③水位予測	避難情報
大雨特別警報（浸 水害） 洪水警報	5	氾濫発生 14.599m	氾濫発生 8.57m		緊急安全確保
	4	氾濫危険水位 13.3m	氾濫危険水位 7.7m	上昇 (氾濫危険情報)	
	3	避難判断水位 12.8m	避難判断水位 6.5m	未達	避難指示
				上昇 (氾濫警戒情報)	
大雨注意報	2	氾濫注意水位 7.5m	氾濫注意水位 4.1m	上昇 (氾濫注意情報)	高齢者等避難 (荒川浸水域) 要配慮者利用施設 早期避難情報
				未達	
早期注意情報	1	水防団待機水位 7.0m	水防団待機水位 3.0m	上昇	要配慮者利用施設 避難準備情報
				未達	

※避難情報は①～③の組み合わせや、国や気象庁のホットラインの活用、台風の位置や進路などにて判断

第3節 避難誘導

(3) 安全な避難方法の確保（P586）

- 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 区は、浸水想定区域内から区内の浸水が及ばない高台への避難（水平避難）を基本的な避難行動とする。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区で、特に板橋区洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）において、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に指定された地域については、緊急的に命をつなぐ緊急一時退避場所として、公共施設等の整備を行うとともに、民間施設等との協定締結を推進し、緊急一時退避場所の確保及び緊急一時退避場所からの避難経路について検討を進める。

< 緊急一時退避場所 >

施設名	所在地	避難スペース等
MFLP・LOGIFRONT 東京板橋	舟渡 4-3-1	2～6 階の車路 計 4,881 m ²

第4節 避難所の開設・運営（P588）

1 避難所の開設

(1) 避難所の決定

区は、河川の氾濫や土砂災害発災のおそれがある場合に、状況に応じて開設する避難所を決定する。

① 荒川及び中小河川の氾濫が想定する場合

主に、荒川浸水想定区域外の区立小・中学校及び区施設を開設する。

このほか、荒川浸水継続3日未満の地域にある区立小・中学校を開設する。

② 土砂災害の危険性が高まった場合

土砂災害ハザードマップにおける避難所及び石神井川に隣接する避難所の一部を開設する。

(2) 判断及び指示

区は、災害が発生したとき、あるいは発生するおそれがある場合、高齢者等避難・避難指示等を発令したときは、特命機動班（避難所運営担当）等の区職員に安全な施設を避難所として開設を指示する。

(3) 開設・運営

風水害時の避難所開設・運営は、原則として区職員が行うことになっているが、地震災害時は、地域住民が避難所運営の主体となっている（避難所運営協議会）ことを踏まえ、地域から協力が得られる場合には、可能な限り協力をお願いする。

なお、本章に記載のないものは、第4部第6章第2節を準用する。

第 11 節 自主避難対策（P597）

- 第 1 以下のような洪水・浸水以外の要因による避難態勢も必要となっており、これらの場合に自主避難所の開設を検討する。
- 1 急傾斜地の崖崩れなど河川洪水以外の要因による避難（造成中の現場を含む。）
 - 2 局地的な浸水による避難
 - 3 自力避難が困難な場合等の理由による不安感からの避難（高齢者・障がい者等）
 - 4 その他軽微な被害が起こる又は起こることが予想される場合
- 第 2 第 1 に記した自主避難に対応する避難場所として、区立小・中学校を指定するほか、旧小中学校その他避難者を収容することができる施設を自主避難所として指定する。あくまでも自主的な避難であり、災害対応時の避難所ではないことに留意する。